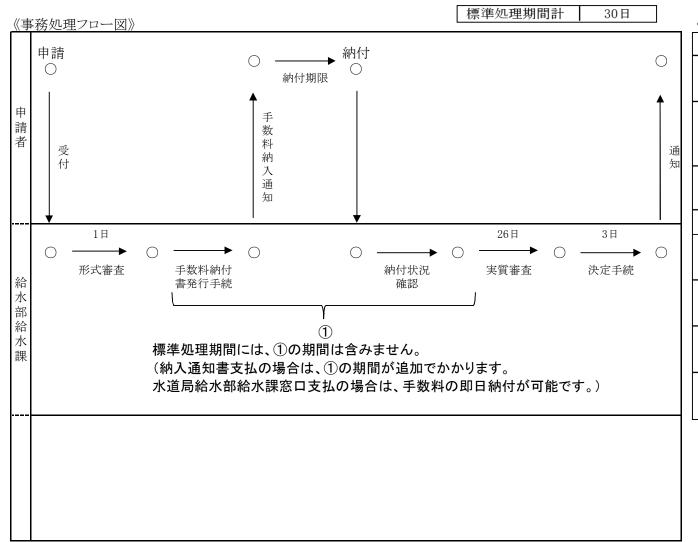
(令和6年4月1日現在)

事務処理フロー図

事務名東京都指定給水装置工事事業者の指定 根拠法令東京都給水条例第6条第1項

作成部署 水道局給水部給水課指定事業者担当 電話03-5320-6434



《事務処理フロー図の説明》

《事務処理フロー凶の説明》		
項番	項目	説 明
1	形式審査	書類に記載漏れがないか、添付書類 がそろっているか等を審査します。
2	手数料納付書 発行手続	手数料の請求について決定し、手数 料収入の調定登録等、納入通知書 兼納付書を発行するための事務手続 を行います。
3	手数料納入通知	手数料の納入について、申請者に通 知します。
4	納付	申請者が、手数料を納付します。
5	納付状況確認	納付日から概ね8営業日後以降に、 水道局において納付確認が可能となります。
6	実質審査	申請書の内容について法の指定要件を満たしているかどうか審査します。
7	決定手続	事業者の指定について決定します。
8	通知	申請者に通知します。